

境港市災害廃棄物処理計画（案）について

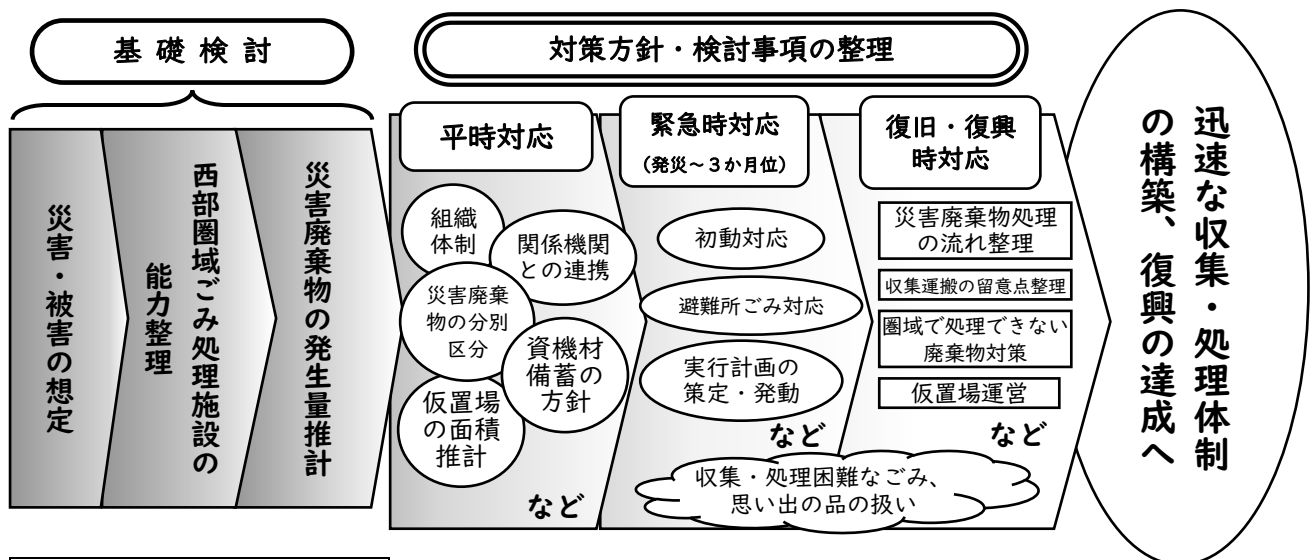
境港市では、今年度「境港市災害廃棄物処理計画」（以下、本計画）の策定を進めています。近年、能登半島地震（令和6年（2024年））のような大規模災害時に発生している「災害廃棄物（※）」について、平時からの事前の備え、発災時の対策組織・連携体制、発災後の時間経過を念頭に置いた各段階ごとの対応方針、その他懸案となる事項等の基本的な考え方を整理することにより、ごみの収集・適正処理という最も基本的な社会インフラシステムを守り、市民生活を守ることを目指します。本計画をまとめるにあたり、広く市民の目に触れることで、意義ある計画とするべく、パブリックコメントを実施します。本審議会の委員各位におかれましても、忌憚のないご意見をお寄せいただけますようお願い申し上げます。

※災害廃棄物…地震などの自然災害により一時的かつ大量に発生する廃棄物の総称。災害廃棄物は廃棄物処理法に規定する一般廃棄物に該当し、市が処理責務を負う（放射性物質などは対象外）。

※本計画では、「鳥取県災害廃棄物処理計画」（平成30年（2018年）4月）、「境港市地域防災計画」（令和3年度（2021年度）修正）を参考に、境港市において①最大の地震被害が想定される「鳥取県西部地震断層地震」、②最大の津波被害が想定される「佐渡島北方沖断層地震」、③地震・津波の複合的被害で最大の災害廃棄物発生量が想定される「F55断層地震」、④台風等による水害の4つのケースについて検討しています。

1. 本計画の構成（※別紙「概要版」参照）

本計画は、万一の災害発生時における「災害廃棄物の収集・処理」について、市の「地域防災計画」と「一般廃棄物処理基本計画」の間を補完するものです。本計画で基本的な方針・検討事項を示しておくことにより、万一の発災時には、刻々と集まる被害情報と健在な収集運搬・施設処理能力の把握から、速やかな具体的復旧行動計画「災害廃棄物処理実行計画」の策定につなげるとともに、連携関係にある各団体の協力を仰ぎ、迅速に支援体制を構築します。



2. 今後のスケジュール

令和7年（2025年） 2月下旬～ パブリックコメント募集（3週間程度）

※清掃センター、市役所本庁舎、市内公民館、市ホームページで公開

3月上旬 議会報告